

善監委告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 の規定に基づき公表します。

平成 24 年 11 月 9 日

善通寺市監査委員 藤岡 博文

善通寺市監査委員 上田 博之

平成 24 年度定期監査の結果について（前期分）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項及び第 10 項の規定に基づき次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査内容

平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に則してなされているかについて監査した。

なお、農林水道部水道課については、平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 9 月 28 日までの期間とした。

2 監査の対象

部 局 名	課 名 等
市 民 部	未来クルパーク 21、隣保館、東原児童館、高橋会館
健康福祉部	保育所（善通寺・竜川・青葉・吉原）
消 防 本 部	総務課
教育委員会 事 務 局	教育総務課 東中学校、西中学校 小学校（中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原） 幼稚園（中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原） 生涯学習課（郷土館・公民館） 学校給食センター・市民会館・図書館
建設農林部	水道課

3 監査の期間

平成 24 年 10 月 5 日（金）から平成 24 年 10 月 16 日（火）まで

4 監査の方法

今回の監査は、定期監査であるので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等に主眼を置き、行政監査的観点も加味して実施した。

監査に当たっては、対象部課から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。

なお、個々の出納については、毎月の例月出納検査において検査しているのを省略した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正であった。

比較的軽易な事項については、その都度、関係各課に注意を行い、記載を省略しているが、改善検討を要する事項は次のとおりである。

今後とも一層、厳正かつ適正な事務事業の執行に留意されたい。

各課共通事項

浄化槽維持管理委託契約について、単年度契約が 3 課あり、長期継続契約を行っているところが 4 課あった。この種の契約については、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第 2 条第 2 項の規定により、長期継続契約を行うことを検討されたい。

個別的事項

（教育総務課）

① 小学校、中学校、幼稚園の図書費について、465 万円余が予算化され、9 月中旬 60%を執行している。このことは、去年の監査指摘事項でもあり改善されている。

一方、その購入方法において、教育委員会が最初に図書発注及び支払を一括して行ったので、学校へは 9 月に残金を残る予算として令達した。そのために、一部の学校側はその残額を、1 年を通じての図書予算と勘違いをしているところがみられた。年度当初の一括購入は、図書費のコスト削減の点等で理解ができるものの、予算令達については、年度当初に全額を学校側へされるよう検討されたい。

② 竜川幼稚園は園児数が多く教室が不足している。そこで、教育委員会はリース教室を平成 21 年度～24 年度に長期継続契約として利用しており、今年度で

契約が切れるところである。教育委員会としては、園児数を勘案すると、今後も当リース教室を継続して使用したいとのことである。

今後、更新契約を結ぶに当たっては、より安価なリース契約になるように努力されたい。

(小学校)

小学校のパワーアップ事業については、880万円予算化され、各学校に令達されている。ところが、各学校ともに「校長裁量」および「豊かな心づくり」等の事業に、一律に3,000円がグラフ雑誌への学校掲載広告料として含まれていた。この執行については、本事業の主旨から、あまり適切でないと考えられる。

今後、事業の計画・実施に際しては、校長の裁量は当然のことながら、児童に直接関わるような内容であるように配慮されたい。

(生涯学習課)

郷土資料館の8月末の入館者数は1097人であり、この2年の利用者数は横ばい状況である。同館の活用にあたっては、小学校などの児童に来館して勉強する等に、努力されている。

一方、本事案については、平成22年度監査において指摘した際、建物自体の老朽化と手狭さという課題はあるものの「未整理の遺跡出土品の整理・保存を進めながら、展示方法の検討および市民へのPRを務める」との回答であった。

また、このことは、議会におかれても、同館の運用及び将来計画について平成20年度及び23年度の定例市議会で質問されたところでもある。

このような状況において、老朽化した建物のために条例に規定されている企画展示が困難との状況は理解できるものの、現状の範囲で行える企画・展示方法は無いのか検討されたい。

なお、この10月には善通寺の金堂及び五重塔が重要文化財に指定されておりまた、景観条例が10月1日より施行された文化都市を謳った点からも市民の期待は大きいと考えられる。

(学校給食センター)

同センターは、毎日、幼稚園、小学校、中学校に対して、約3,500食を調理して提供しているところである。ところが、震災や火災等により給食が提供できない事態が発生することが想定される。この場合、非常食の備蓄がないために即座に対応できない状況である。

今後、このような緊急事態に対処していくために、1日分位の非常食糧を備蓄されるよう検討されたい。

(未来クルパーク 21)

資源化施設は建設後13年目が経っており、機械施設の修繕等の必要性が見込

まれている。また、このことは、第2次一般廃棄物処理基本計画の方針にも記載されている。

今回の監査において、特に、粗大ごみの破砕機において、複数の刃が半分程に摩耗する等、早期の交換時期に来ていることが確認された。また、刃の摩耗を少なくするために、破砕機投入前に分解作業を行うことで刃の寿命を長くしているとのことである。

今後、同処理計画を10年間実施する際にしても、破砕刃の更新は必須と考えられるので早急に検討されたい。

(保育所)

児童福祉費の保育所運営費及び保育所管理費の予算執行は、現在、支出命令書等については、子ども課において事務処理がなされているところである。

正規職員が少ない点は理解できるものの、保育所の独自性の観点からも、幼稚園における予算執行と同様に、支出命令を含めた予算執行事務をされるよう検討されたい。